

「印紙税法基本通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い 第 1 号の 1 文書 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (船舶の意義) 19 「船舶」とは、船舶法(明治 32 年法律第 46 号)第 5 条に規定する船舶原簿に登録を要する総トン数 20 トン以上の船舶及びこれに類する外国籍の船舶をいい、<u>その他の船舶は物品として取り扱う。</u> なお、<u>小型船舶の登録等に関する法律(平成 13 年法律第 102 号)第 3 条に規定する小型船舶登録原簿に登録を要する総トン数 20 トン未満の小型船舶も物品として取り扱うのであるから留意する。</u> 第 1 号の 2 文書 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (土地の賃借権の意義) 2 「土地の賃借権」とは、民法第 601 条に規定する賃貸借契約に基づき賃借人が土地(地下又は空間を含む。)を使用収益できる権利をいい、<u>借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)第 2 条に規定する借地権に限らない。</u>	別表第 1 課税物件、課税標準及び税率の取扱い 第 1 号の 1 文書 不動産、鉱業権、無体財産権、船舶若しくは航空機又は営業の譲渡に関する契約書 (船舶の意義) 19 「船舶」とは、船舶法(明治 32 年法律第 46 号)第 5 条に規定する船舶原簿に登録を要する<u>船舶をいう。</u> なお、<u>船舶原簿に登録を要しない船舶は、物品として取り扱う。</u> 第 1 号の 2 文書 地上権又は土地の賃借権の設定又は譲渡に関する契約書 (土地の賃借権の意義) 2 「土地の賃借権」とは、民法第 601 条に規定する賃貸借契約に基づき賃借人が土地(地下又は空間を含む。)を使用収益できる権利をいい、<u>借地法(大正 10 年法律第 49 号)第 1 条に規定する借地権に限らない。</u>

改正後	改正前
非課税文書 非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係 (健康保険に関する書類の範囲) 9 健康保険法(大正11年法律第70号)第195条《印紙税の非課税》に規定する「健康保険に関する書類」には、保険施設事業の実施に関する文書、<u>同法第150条に規定する事業の施設の用に供する不動産等の取得等に関する文書及び組合又は連合会の事務所等の用に供するための不動産の取得等に関する文書</u>を含まない。	非課税文書 非課税法人の表、非課税文書の表及び特別法の非課税関係 (健康保険に関する書類の範囲) 9 健康保険法(大正11年法律第70号)第6条《印紙税の非課税》に規定する「健康保険に関する書類」には、保険施設事業の実施に関する文書、<u>同法第23条に規定する施設の用に供する不動産等の取得等に関する文書及び組合又は連合会の事務所等の用に供するための不動産の取得等に関する文書</u>を含まない。

改正後				改正前																	
別表第3				別表第3																	
額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書				額面株式の株券の無効手続に係る印紙税非課税株券発行届出書																	
収受印 <table><tr><td>平成 年 月 日</td><td rowspan="2">届出者</td><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>(〒 -) (番 - -)</td></tr><tr><td>税務署長 殿</td><td>名称及び代表者名</td><td></td></tr></table>				平成 年 月 日	届出者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (番 - -)	税務署長 殿	名称及び代表者名		収受印 <table><tr><td>平成 年 月 日</td><td rowspan="2">届出者</td><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>(〒 -) (番 - -)</td></tr><tr><td>税務署長 殿</td><td>名称及び代表者名</td><td></td></tr></table>				平成 年 月 日	届出者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (番 - -)	税務署長 殿	名称及び代表者名	
平成 年 月 日	届出者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (番 - -)																		
税務署長 殿		名称及び代表者名																			
平成 年 月 日	届出者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 -) (番 - -)																		
税務署長 殿		名称及び代表者名																			
商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）第48条第2項に規定する株券を発行したいので、届出します。				商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成13年法律第80号）第48条第2項に規定する株券を発行したいので、届出します。																	
資本金				資本金																	
発行済株式総数				発行済株式総数																	
取締役会の決議年月日又は執行役の決定年月日		平成 年 月 日		取締役会の決議年月日		平成 年 月 日															
無効手続をとる額面株式の総数				無効手続をとる額面株式の総数																	
株券を会社に提出すべき期間		平成 年 月 日 ～ 年 月 日		株券を会社に提出すべき期間		平成 年 月 日 ～ 年 月 日															
その他参考事項				その他参考事項																	
(A4) 注意 1 上記決議等の内容を証する文書（取締役会決議広告の写しなど）を添付してください。 2 証券代行会社等に額面株式の無効手続に関する事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。				(A4) 注意 1 上記決議等の内容を証する文書（取締役会決議広告の写しなど）を添付してください。 2 証券代行会社等に額面株式の無効手続に関する事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。																	

「租税特別措置法（間接諸税関係）の取扱いについて」（法令解釈通達）新旧対照表

（注）アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第三章 印紙税の軽減税率等措置関係 （租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》及び第 91 条の 4 《株式分割等に係る<u>株券等</u>の印紙税の非課税》関係） （株式分割等に係る非課税となる<u>株券等</u>の発行届出） 6 租特法第 91 条の 4 《株式分割等に係る<u>株券等</u>の印紙税の非課税》の規定の適用を受けようとする場合における租特規則第 42 条《株式分割等に係る<u>株券等</u>の届出》に規定する届出書の様式は、別紙様式 19「株式分割等に係る印紙税非課税<u>株券等</u>発行届出書」による。 なお、租特法第 91 条の 4 <u>第 3 項</u>に規定する「当該<u>株券等</u>を作成しようとする場所」の判定にあたっては、印紙税法基本通達第 80 条の規定を準用することとして差し支えない。	第三章 印紙税の軽減税率等措置関係 （租特法第 91 条《不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例》、第 91 条の 2 第 1 項《約束手形に係る印紙税の税率等の特例》及び第 91 条の 4 《株式分割等に係る<u>株券</u>の印紙税の非課税》関係） （株式分割等に係る非課税となる<u>株券</u>の発行届出） 6 租特法第 91 条の 4 《株式分割等に係る<u>株券</u>の印紙税の非課税》の規定の適用を受けようとする場合における租特規則第 42 条《株式分割等に係る<u>株券</u>の届出》に規定する届出書の様式は、別紙様式 19「株式分割等に係る印紙税非課税<u>株券</u>発行届出書」による。 なお、租特法第 91 条の 4 <u>第 2 項</u>に規定する「当該<u>株券</u>を作成しようとする場所」の判定にあたっては、印紙税法基本通達第 80 条の規定を準用することとして差し支えない。

改 正 後				改 正 前																	
別紙様式 19				別紙様式 19																	
株式分割等に係る印紙税非課税株券等発行届出書				株式分割等に係る印紙税非課税株券発行届出書																	
収受印 <table><tr><td>平成 年 月 日</td><td rowspan="2">届 出 者</td><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>(〒 - -) (☎ - - -)</td></tr><tr><td>税務署長 殿</td><td>名称及び代表者名</td><td></td></tr></table>				平成 年 月 日	届 出 者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 - -) (☎ - - -)	税務署長 殿	名称及び代表者名		収受印 <table><tr><td>平成 年 月 日</td><td rowspan="2">届 出 者</td><td>本店又は主たる事務所の所在地</td><td>(〒 - -) (☎ - - -)</td></tr><tr><td>税務署長 殿</td><td>名称及び代表者名</td><td></td></tr></table>				平成 年 月 日	届 出 者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 - -) (☎ - - -)	税務署長 殿	名称及び代表者名	
平成 年 月 日	届 出 者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 - -) (☎ - - -)																		
税務署長 殿		名称及び代表者名																			
平成 年 月 日	届 出 者	本店又は主たる事務所の所在地	(〒 - -) (☎ - - -)																		
税務署長 殿		名称及び代表者名																			
届出区分		租税特別措置法第91条の4第1項に規定する株券を発行したいので、同条第3項に規定する届出をします。		届出区分		租税特別措置法第91条の4第1項に規定する株券を発行したいので、同条第2項に規定する届出をします。															
届出区分		租税特別措置法第91条の4第2項に規定する優先出資証券を発行したいので、同条第3項に規定する届出をします。		届出区分		租税特別措置法第91条の4第1項に規定する株券を発行したいので、同条第2項に規定する届出をします。															
分割前又は変更前における		① 資本金又は出資の額		資 本 金																	
分割前又は変更前における		② 発行済株式総数又は発行済優先出資総口数		発行済株式総数																	
分割前又は変更前における		③ 一単元の株式数		一単元の株式数																	
④ 株式又は優先出資の上場年月日及び証券取引所の名称				株式の上場年月日及び証券取引所の名称																	
⑤ 店頭売買有価証券登録原簿の登録年月日		年 月 日		店頭売買有価証券登録原簿の登録年月日		年 月 日															
⑥ 取締役会若しくは株主総会の決議年月日、執行役の決定年月日又は普通出資者総会の議決年月日		平成 年 月 日		取締役会又は株主総会の決議年月日		平成 年 月 日															
決議等の内容	株式分割又は優先出資の分割	⑦ 分割の日		平成 年 月 日		分割の日		平成 年 月 日													
		⑧ 分割の割合				分割の割合															
		⑨ 分割後の発行済株式総数又は優先出資の総口数				分割後の発行済株式総数															
	一単元の株式数の変更	⑩ 変更の日		平成 年 月 日		変更の日		平成 年 月 日													
		⑪ 変更の内容				変更の内容															
⑫ 分割の日又は変更の日の属する事業年度		平成 年 月 日 ～ 年 月 日		分割の日又は変更の日の属する事業年度		平成 年 月 日 ～ 年 月 日															
⑬ その他参考事項				その他参考事項																	
(A 4) 注意 1 届出区分欄は、その区分に応じ口欄にチェックをしてください。 2 ①～③の各欄は、該当する事項について記載してください。 3 「④株式又は優先出資の上場年月日及び証券取引所の名称」欄には、証券取引法第110条に規定する届出が行われているすべての上場年月日及び証券取引所の名称を記載してください。 4 上記決議等の内容を証する文書（取締役会決議広告の写しなど）を添付してください。 5 証券代行会社等に株券等の発行事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「⑬その他参考事項」欄に記載してください。				(A 4) 注意 1 「資本金」、「発行済株式総数」及び「一単元の株式数」の各欄は、分割前又は変更前の事実に基づき記載してください。 2 「株式の上場年月日及び証券取引所の名称」欄には、証券取引法第110条の規定の承認を受けたすべての上場年月日等を記載してください。 3 上記決議内容を証する文書（取締役会決議広告の写しなど）を添付してください。 4 証券代行会社等に株券の発行事務を委託している場合には、その証券代行会社等の名称、所在地を「その他参考事項」欄に記載してください。																	